

令和5年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第6号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・	24

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 820 1099 1198"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 1259 1099 1355"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>亀山市福祉医療</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	機関	事務	特定個人情報	市長	亀山市福祉医療	(1)～(3) (略)	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 820 1995 1198"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1259 1995 1355"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>亀山市福祉医療</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	機関	事務	特定個人情報	市長	亀山市福祉医療	(1)～(3) (略)
機関	事務																					
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																					
	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																					
機関	事務	特定個人情報																				
市長	亀山市福祉医療	(1)～(3) (略)																				
機関	事務																					
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																					
機関	事務	特定個人情報																				
市長	亀山市福祉医療	(1)～(3) (略)																				

<p>費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(4) <u>生活保護法</u> _____による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの (5) ~ (8) (略)</p>	<p>費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(4) <u>生活保護法</u> (昭和25年法律第144号) による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの (5) ~ (8) (略)</p>
<p><u>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>		

		場合にあつては78,000円に1を超える <u>建築等をする建築物の数</u> に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
8 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築</u> 又は一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築</u> 又は一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> 認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物 <u>以外</u> の建築物の <u>新築</u> 又は一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、 <u>2</u> 以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
9～14 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

		場合にあつては78,000円に1を超える <u>建築物の数</u> に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
8 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の <u>認定</u> の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定</u> 申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く <u>建築物</u> ）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
9～14 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

別表第5（第2条関係）

- 1 （略）
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（1）住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5,000円	二 36,800

別表第5（第2条関係）

- 1 （略）
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（1）住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5,000円	36,800円

					円
共同 住宅 等	住戸 部分	1棟の総戸 数が1戸を 超え5戸以 下のもの	10,100 円	<u>35,300</u> 円	74,500 円
		1棟の総戸 数が5戸を 超え10戸 以下のもの	17,300 円	<u>51,200</u> 円	104,800 円
		1棟の総戸 数が10戸 を超え25 戸以下のも の	28,900 円	<u>73,600</u> 円	147,500 円
		1棟の総戸 数が25戸 を超え50 戸以下のも の	48,400 円	<u>111,100</u> 円	211,900 円
		1棟の総戸 数が50戸 を超え100 戸以下のも	86,800 円	<u>168,100</u> 円	303,800 円

共同 住宅 等	住戸 部分	1棟の総戸 数が1戸を 超え5戸以 下のもの	10,100円	74,500円
		1棟の総戸 数が5戸を 超え10戸 以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の総戸 数が10戸 を超え25 戸以下のも の	28,900円	147,500円
		1棟の総戸 数が25戸 を超え50 戸以下のも の	48,400円	211,900円
		1棟の総戸 数が50戸 を超え100 戸以下のも	86,800円	303,800円

	の			
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	<u>239,500</u> 円	411,500円
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	<u>309,500</u> 円	539,600円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円	<u>352,100</u> 円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	＝	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,	18,400円	＝	155,500円

	の			
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円		411,500円
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円		539,600円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円		633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円		117,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,	18,400円		155,500円

000平方メートル以内のもの			
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	=	194,500円
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	=	303,000円
床面積が5,000平方メートルを超え10,	137,400円	=	389,100円

000平方メートル以内のもの			
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円		194,500円
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円		303,000円
床面積が5,000平方メートルを超え10,	137,400円		389,100円

000平方メートル以内のもの			
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	=	465,100円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	=	541,700円

備考 (略)

(2) 及び (3) (略)

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新	その他の場合
	申請に係る低炭素建築物新	左記以外の

000平方メートル以内のもの			
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	=	465,100円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	=	541,700円

備考 (略)

(2) 及び (3) (略)

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画	その他の場合
	申請に係る低炭素建築物新築等計画	

			築等計画が、 都市の低炭素 化の促進に関 する法律第54 条第1項各号 に掲げる基準 又はこれと同 等の基準に適 合するものと して市長が別 に定める方法 により技術的 審査を受けた ものである場 合	<u>炭素建築物新 築等計画が、 都市の低炭素 化の促進に関 する法律第54 条第1項第1 号の規定によ り定められた 簡易な評価方 法であって市 長が別に定め る方法により 評価されたも のである場合</u>	評価方法に より評価さ れたもので ある場合
	一戸建ての住宅		3,000円	二	18,900円
共同 住宅 等	住戸 部分	1棟の総戸 数が1戸を 超え5戸以 下のもの	6,000円	<u>18,600</u> 円	38,200円
		1棟の総戸 数が5戸を	10,400円	<u>23,700</u> 円	54,100円

					が、都市の低炭素 化の促進に関する 法律第54条第1 項各号に掲げる基 準又はこれと同等 の基準に適合する ものとして市長が 別に定める方法に より技術的審査を 受けたものである 場合
	一戸建ての住宅		3,000円		18,900円
共同 住宅 等	住戸 部分	1棟の総戸 数が1戸を 超え5戸以 下のもの	6,000円		38,200円
		1棟の総戸 数が5戸を	10,400円		54,100円

超え10戸 以下のもの			
1棟の総戸 数が10戸 を超え25 戸以下のも の	17,300 円	<u>39,600</u> 円	76,600 円
1棟の総戸 数が25戸 を超え50 戸以下のも の	29,000 円	<u>60,400</u> 円	110,800 円
1棟の総戸 数が50戸 を超え100 戸以下のも の	52,000 円	<u>92,700</u> 円	160,500 円
1棟の総戸 数が100 戸を超え 200戸以 下のもの	82,400 円	<u>133,500</u> 円	219,500 円
1棟の総戸	104,100	<u>172,100</u>	287,100

超え10戸 以下のもの		
1棟の総戸 数が10戸 を超え25 戸以下のも の	17,300円	76,600円
1棟の総戸 数が25戸 を超え50 戸以下のも の	29,000円	110,800円
1棟の総戸 数が50戸 を超え100 戸以下のも の	52,000円	160,500円
1棟の総戸 数が100 戸を超え 200戸以 下のもの	82,400円	219,500円
1棟の総戸	104,100円	287,100円

	数が200戸を超え300戸以下のもの	円	円	円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	<u>176,000円</u>	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	=	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	=	79,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え	17,300円	=	100,100円

	数が200戸を超え300戸以下のもの			
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円		335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円		59,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円		79,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え	17,300円		100,100円

2,000 平方メートル以内のもの			
床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	=	160,200 円
床面積が 5,000 平方メートルを超え10, 000平方 メートル以内のもの	82,400 円	=	208,300 円
床面積が 10,000 平方メートルを超え	104,100 円	=	249,900 円

2,000 平方メートル以内のもの			
床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000円		160,200円
床面積が 5,000 平方メートルを超え10, 000平方 メートル以内のもの	82,400円		208,300円
床面積が 10,000 平方メートルを超え	104,100円		249,900円

	25,000 平方メートル以内のもの			
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	＝	292,500円
備考 (略)				

(2) 及び (3) (略)

別表第6 (第2条関係)

1～4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	その他の場合
	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	25,000 平方メートル以内のもの			
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円		292,500円
備考 (略)				

(2) 及び (3) (略)

別表第6 (第2条関係)

1～4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲	

			る法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	<u>能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合</u>	
	一戸建ての住宅		5,000円	<u>18,700</u> 円	36,800 円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	<u>35,300</u> 円	74,500 円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	<u>51,200</u> 円	104,800 円
		総戸数が	28,900	<u>73,600</u>	147,500

				げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
	一戸建ての住宅		5,000円		36,800円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円		74,500円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円		104,800円
		総戸数が	28,900円		147,500円

10戸を超え25戸以下のもの	円	円	円
総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	<u>111,100円</u>	211,900円
総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	<u>168,100円</u>	303,800円
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	<u>239,500円</u>	411,500円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	<u>309,500円</u>	539,600円
総戸数が300戸を	185,100円	<u>352,100円</u>	633,600円

10戸を超え25戸以下のもの		
総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	411,500円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
総戸数が300戸を	185,100円	633,600円

		超えるもの			
共用 部分	床面積が 300平方 メートル以 内のもの	10,100 円	=	117,900 円	
	床面積が 300平方 メートルを 超え1, 000平方 メートル以 内のもの	18,400 円	=	155,500 円	
	床面積が 1,000 平方メー トルを超 え2,000 平方メー トル以内 のもの	28,900 円	=	194,500 円	
	床面積が 2,000 平方メー トル以内 のもの	86,800 円	=	303,000 円	

		超えるもの			
共用 部分	床面積が 300平方 メートル以 内のもの	10,100円		117,900円	
	床面積が 300平方 メートルを 超え1, 000平方 メートル以 内のもの	18,400円		155,500円	
	床面積が 1,000 平方メー トルを超 え2,000 平方メー トル以内 のもの	28,900円		194,500円	
	床面積が 2,000 平方メー トル以内 のもの	86,800円		303,000円	

ルを超え 5,000 平方メート ル以内のも の			
床面積が 5,000 平方メート ルを超え 10,000 平方メート ル以内のも の	137,400 円	=	389,100 円
床面積が 10,000 平方メート ルを超え 25,000 平方メート ル以内のも の	173,600 円	=	465,100 円
床面積が 25,000 平方メート ル以内のも の	217,000 円	=	541,700 円

ルを超え 5,000 平方メート ル以内のも の			
床面積が 5,000 平方メート ルを超え 10,000 平方メート ル以内のも の	137,400円		389,100円
床面積が 10,000 平方メート ルを超え 25,000 平方メート ル以内のも の	173,600円		465,100円
床面積が 25,000 平方メート ル以内のも の	217,000円		541,700円

	平方メートルを超えるもの		
--	--------------	--	--

備考 (略)

(2) 及び (3) (略)

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法	その他の場合
	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定め	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	平方メートルを超えるもの		
--	--------------	--	--

備考 (略)

(2) 及び (3) (略)

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	

			により技術的 審査を受けた ものである場 合	<u>る方法により 評価されたも のである場合</u>	
一戸建ての住宅			3,000円	<u>9,800円</u>	18,900 円
共同 住宅 等	住戸 部分	総戸数が 1戸を超え 5戸以下の もの	6,000円	<u>18,600 円</u>	38,200 円
		総戸数が 5戸を超え 10戸以下 のもの	10,400 円	<u>23,700 円</u>	54,100 円
		総戸数が 10戸を超 え25戸以 下のもの	17,300 円	<u>39,600 円</u>	76,600 円
		総戸数が 25戸を超 え50戸以 下のもの	29,000 円	<u>60,400 円</u>	110,800 円
		総戸数が	52,000	<u>92,700</u>	160,500

一戸建ての住宅			3,000円		18,900円
共同 住宅 等	住戸 部分	総戸数が 1戸を超え 5戸以下の もの	6,000円		38,200円
		総戸数が 5戸を超え 10戸以下 のもの	10,400円		54,100円
		総戸数が 10戸を超 え25戸以 下のもの	17,300円		76,600円
		総戸数が 25戸を超 え50戸以 下のもの	29,000円		110,800円
		総戸数が	52,000円		160,500円

	50戸を超え100戸以下のもの	円	円	円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	133,500円	219,500円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	172,100円	287,100円
	総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	176,000円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	＝	59,900円
	床面積が300平方メートルを	11,000円	＝	79,500円

	50戸を超え100戸以下のもの		
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	287,100円
	総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを	11,000円	79,500円

超え 1,000平方メートル以内のもの			
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	＝	100,100円
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	＝	160,200円
床面積が5,000平方メートル	82,400円	＝	208,300円

超え 1,000平方メートル以内のもの			
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円		100,100円
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円		160,200円
床面積が5,000平方メートル	82,400円		208,300円

	ルを超え 10,000 平方メート ル以内のも の			
	床面積が 10,000 平方メート ルを超え 25,000 平方メート ル以内のも の	104,100 円	=	249,900 円
	床面積が 25,000 平方メート ルを超える もの	130,200 円	=	292,500 円
備考 (略)				
(2) 及び (3) (略)				
7 (略)				

	ルを超え 10,000 平方メート ル以内のも の			
	床面積が 10,000 平方メート ルを超え 25,000 平方メート ル以内のも の	104,100円		249,900円
	床面積が 25,000 平方メート ルを超える もの	130,200円		292,500円
備考 (略)				
(2) 及び (3) (略)				
7 (略)				

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前																											
<p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務している職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第6条第2項</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第35条第2項</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務職員等</td> </tr> <tr> <td>第35条第5項</td> <td>要しない</td> <td>要しない。ただし、当該時間が<u>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）</u>第17条の</td> </tr> </table>	第6条第2項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第35条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）</u> 第17条の	<p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務している職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。_____）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第6条第2項</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第8条第1項</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第35条第4項</td> <td>前項</td> <td>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第17条</td> </tr> <tr> <td>第35条第5項</td> <td>要しない</td> <td>要しない。ただし、当該時間が<u>育児休業条例</u> _____第17条の</td> </tr> </table>	第6条第2項	(略)	(略)	第8条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	(略)	(略)	(略)	第35条第4項	前項	亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「 <u>育児休業条例</u> 」という。）第17条	第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> _____第17条の
第6条第2項	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
第35条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等																										
第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）</u> 第17条の																										
第6条第2項	(略)	(略)																										
第8条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																										
(略)	(略)	(略)																										
第35条第4項	前項	亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「 <u>育児休業条例</u> 」という。）第17条																										
第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> _____第17条の																										

規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

		規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)

(短時間勤務職員の給与の取扱い)

第20条 (略)

(略)	(略)	(略)
第35条第2項	定年再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等

規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

		規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)

(短時間勤務職員の給与の取扱い)

第20条 (略)

(略)	(略)	(略)
第35条第4項	前項	亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「育児休

第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）</u> 第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

		業条例」という。)第20条
第35条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(略)

(略)

(略)

附 則

1 及び 2 (略)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 1 2 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第 1 2 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは「) に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(略)

(略)

(略)

附 則

1 及び 2 (略)